

伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、市内における再生可能エネルギー発電設備の設置に関し、計画から撤去廃棄処分までの手続に関して配慮すべき事項を定めることにより、良好な環境及び景観の保全並びに円満な近隣関係及び相隣関係の構築及び維持に資することを目的とする。よって、再生可能エネルギー発電設備を市内に設置し、発電事業を実施しようとする者（以下「設置者」という。）に関係法令の遵守と、適切な対応を求めるものである。

(ガイドラインの位置付け)

第2条 このガイドラインは、再生可能エネルギー発電設備の設置において、経済産業省が策定した「事業計画策定ガイドライン」及び環境省が策定した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」の内容を相互に補完するものである。

なお、事業計画策定ガイドラインに規定する遵守事項の違反については、経済産業省への情報提供を行うものとする。

(対象)

第3条 このガイドラインの対象は、次の各号に掲げる設備の新設、増設及び大規模な改修（以下「設置事業」という。）並びに発電事業とする。

- (1) 太陽光発電設備のうち、建築物の屋根や屋上に設置する発電出力が50キロワット以上のもの
- (2) 水力発電設備のうち、総容量が10キロワット以上のもの
- (3) 風力発電設備のうち、総容量が10キロワット以上のもの
- (4) バイオマス発電設備のうち、総容量が10キロワット以上のもの
- (5) 地熱発電設備のうち、総容量が10キロワット以上のもの
- (6) 前各号に掲げる以外の再生可能エネルギー発電設備で、前各号に掲げる発電設備と同程度の規模のもの
- (7) 前各号に掲げる以外の設置事業についても、国で定めるガイドラインに沿うものとし、本ガイドラインを参考に事業を実施することが望ましい。

(設置を避けるべき区域)

第4条 次の区域への再生可能エネルギー発電設備の設置は避けるものとする。なお、関係法令及び条例に規定する許可等を受けたものは除くものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）における土砂災害特別警戒区域内
- (2) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により指定された地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

2 前項で定めた区域付近や、設置箇所の下流域に土砂災害特別警戒区域が指定されている区域での設置についても慎重な検討を行うこと。

(計画での配慮)

第5条 設置者が、設置事業を計画する際に配慮すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害防止の観点から、雨水等による土砂流出等の災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。

- (2) 水質保全の観点から、降雨時に濁水等が施設周辺や河川下流域へ流出しないよう適切な対策を講ずること。
 - (3) 危険防止の観点から、設置者以外の者が構内に容易に立ち入ることがないよう適切な対策を講ずること。
 - (4) 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。
 - (5) 周辺の景観を保護するため、長野県景観条例「太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項」に沿って適切な対策を講ずること。
 - (6) 文化財、史跡等歴史的な景観を保護するため適切な対策を講ずること。
 - (7) あらゆる災害を想定し、災害発生時の緊急連絡体制及び災害対応・災害復旧のマニュアルを整備すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、騒音、振動、光害等人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある事項について適切な対策を講ずること。
- 2 前条第1項以外の法令等の規定に抵触することのないよう、設置者自らが確認すること。
(事前協議)

第6条 設置者は、設置事業の概要が明らかになった時点で市に事前協議を行うとともに、周辺土地利用者等に事業実施の意向を周知するものとする。

- 2 設置により騒音、振動、光害等周辺住民の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある事項及び第4条に掲げた法令等の規制についてあらかじめ調査し、市の関係部署、農業委員会、教育委員会、その他関係行政機関等と協議及び調整を行い、必要な許可等を得るものとする。
- 3 設置等における規制については、個々の法令及び条例によるものとする。
(住民等への説明)

第7条 設置者は、前条で定めた事前協議終了後に事業計画、景観や生活環境の保全、災害防止、工事の施工方法、安全対策、維持管理、発電事業廃止後の計画等について設置等の影響を受けると考えられる住民や関係団体等（以下「住民等」という。）に対する説明会等を実施し、理解を得るものとする。

- 2 説明会等を実施する範囲として、事業に隣接する土地及び建物の所有者、借地者、隣接する自治会等に所属する関係住民等とするが、市長や自治会等の長が特に必要と認める者も含むものとする。
- 3 設置者は、説明会等の内容を記し、対象者の署名及び捺印等により設置事業の同意を証する説明会等実施状況調書（様式第1号）を作成しなければならない。
- 4 設置者は、住民等の求めに応じて、災害防止、良好な景観及び生活環境の保全に関する必要な事項について、協定を締結しなければならない。ただし、発電出力が1メガワット以上のものは、市に対しても協定を締結するものとする。

(施工管理)

第8条 設置者は、計画に基づき、かつ、関係法令及び条例の規定に従い施工すること。

- 2 防災、環境保全、景観保全を考慮し、土地開発の施工を行うこと。また、施工の際は、土砂流出などによる周辺地域の安全を損なわないように努めること。
- 3 設置事業に伴う資材や廃棄物を周辺に影響がないように適切に処理すること。

(維持管理)

第9条 設置者は、再生可能エネルギー発電設備等の完成後、除草、雨水等による土砂流出防止など、発電設備等の維持管理に努め、必要により対策を講じるものとする。

- 2 災害が発生したときは、速やかに関係機関に連絡し早期の復旧にあたること。
- 3 設置者は、設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるとき、又は住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを

解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

4 設備撤去費用について、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）の規定により、発電事業者の売電収入から源泉徴収的に積立金を差し引く方法による外部積み立てを行うこと。

5 太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電設備についても、前項規定と同程度の内部積み立てに努めること。

（撤去処分）

第 10 条 事業を中止又は廃止したときは、速やかに設備を撤去すること。

2 廃止後は事業着手前の状態に復旧することを原則とし、廃棄物処理などは適正に処理すること。

（設置に係る届出等）

第 11 条 設置者は、次の表の左欄に掲げる書類の区分に応じて別表に掲げる書類を添えて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期に市長に届け出るものとする。

届出書類	届出時期
説明会等実施状況調書(様式第 1 号)	再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書を提出するとき
再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書(様式第 2 号)	説明会等により住民等の理解が十分得られた後
再生可能エネルギー発電設備設置事業着手届(様式第 3 号)	事業に着手する前
再生可能エネルギー発電設備設置事業完了届(様式第 4 号)	設置工事が完了したとき
再生可能エネルギー発電設備設置事業変更(中止)届(様式第 5 号)	事業内容を変更又は事業を中止するとき
再生可能エネルギー発電事業廃止届(様式第 6 号)	発電事業を廃止するとき

2 設置者は、再生可能エネルギー発電設備設置事業を変更又は中止しようとするときは、事前に市と協議を行い、説明会を実施した上で、再生可能エネルギー発電設備設置事業変更(中止)届を市長に届け出るものとする。なお、軽微な変更は除くものとする。

3 設置者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止するときは、説明会を実施した上で、再生可能エネルギー発電事業廃止届を市長に届け出るものとする。

4 設置者は、設置事業に係る進捗状況について、随時住民等に報告するものとする。

5 設置者は、市から必要な資料等の書類を求められたときは、遅滞なく当該書類を提出するものとする。

（受理）

第 12 条 市は、再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、受理書(様式第 7 号)を交付するものとする。

2 受理書の交付後において、変更届の提出がなく計画内容と異なる事業を実施したとき、または計画書に虚偽の記載が認められたときは、受理を取り消すものとする。

（協議及び協力）

第 13 条 設置者は、設置事業及び発電事業に関して、市及び住民等から環境、景観等に関する申し出があったときは、必要な協議に応じるものとする。

2 設置者は、市及び住民等が実施する環境行事、環境学習等に積極的に協力し、地域振興に努めるものとする。

(補則)

第14条 このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、必要に応じて見直すものとする。

附 則

このガイドラインは、令和6年9月1日から施行する。

別表（第 11 条関係）

届出書類	添付書類
再生可能エネルギー発電 設備設置事業計画書	(1) 位置図 (2) 地籍図（地番及び所有者を記入） (3) 土地利用計画図 (4) 設置設計図（平面図、立面図、断面図及び配線図） (5) 給排水計画図（平面図） (6) 給排水施設構造図（平面図、立面図及び断面図） (7) 工事施工計画（工事工程） (8) 災害発生時の緊急連絡体制及び災害対応・復旧のマニュアル (9) 再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法による事業計画認定通知書等の写し (10) 説明会等実施状況調書（様式第 1 号） （住民の同意に証する署名及び捺印等がされていること） (11) 確認表（添付書類、住民等との合意形成、関係法令等による許認可・届出書の写し） (12) その他市長が必要と認める資料
再生可能エネルギー発電 設備設置事業着手届	(1) 関係法令等による許認可・届出等の写し（市と相談し了承が得られたもの） (2) その他市長が必要と認める資料
再生可能エネルギー発電 設備設置事業完了届	(1) 現場写真（着工前及び竣工後） (2) その他市長が必要と認める資料
再生可能エネルギー発電 設備設置事業変更（中 止）届	(1) 位置図 (2) 地籍図（地番及び所有者を記入） (3) 土地利用計画図（変更（中止）が明らかとなるもの） (4) 設置計画図（変更（中止）が明らかとなるもの） (5) 給排水計画図（変更（中止）が明らかとなるもの） (6) 給排水施設構造図（変更（中止）が明らかとなるもの） (7) 関係法令等による許認可・届出等の写し (8) 説明会等実施状況調書（様式第 1 号） （住民の同意に証する署名及び捺印等がされていること） (9) その他市長が必要と認める資料
再生可能エネルギー発電 事業廃止届	(1) 位置図 (2) 地籍図（地番及び所有者を記入） (3) 現場写真（設備撤去前） (4) 現場写真（設備撤去後）※施設撤去・原状復旧後に提出 (5) 説明会等実施状況調書（様式第 1 号） (6) その他市長が必要と認める資料